事業番号 0387

平成２４年行政事業レビューシート （厚生労働省）

事業名	不服審査会経費	担当部局庁	社会･援護局障害保健福祉部	作成責任者
事業開始・終了（予定）年度	平成18年度	担当課室	企画課	中島　誠
会計区分	一般会計	施策名	Ⅷ-1-1　障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	
根拠法令（具体的な条項も記載）	障害者自立支援法第98条第1項 児童福祉法第56条の5の5第2項	関係する計画、通知等	－	

事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	障害者自立支援法及び児童福祉法に基づき、障害者又は障害児の保護者は、都道府県に対して審査請求を行うことができる。 都道府県は、上記審査請求を処理するため、障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会(以下「不服審査会」という。)を設置することができるが、本事業は、不服審査会の設置運営に関する経費を補助する事業である。
事業概要（5行程度以内。別添可）	各都道府県において、不服審査会を開催するための経費を補助する。 ○実施主体 都道府県 ○補助率　　1／2
実施方法	□直接実施　□委託･請負　■補助　□負担　□交付　□貸付　□その他

予算額・執行額（単位:百万円）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
予算の状況	当初予算	15	14	14	11	11
	補正予算					
	繰越し等					
	計	15	14	14	11	
執行額		15	14	12		
執行率（%）		100	100	86		

成果目標及び成果実績（アウトカム）

成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値（　年度）
不服審査会経費を自治体に補助することを目的としており、数値で成果目標等を定め、検証することになじまない。	成果実績		－	－	－	－
	達成度	%	－	－	－	

活動指標及び活動実績（アウトプット）

活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
不服審査会経費を自治体に補助することを目的としており、数値で成果目標等を定め、検証することになじまない。	活動実績		－	－	－	－
	（当初見込み）		－	（　－　）	（　－　）	（　－　）

単位当たりコスト	－	算出根拠	－

平成24・25年度予算内訳

費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由
不服審査会経費	11	11	
計	11	11	

事業所管部局による点検

	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	不服申立てについては、簡易迅速な手続き、柔軟で実効性のある救済との点でメリットがあり、早期の解決との観点からも国民が活用できるものである。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	不服審査会経費を自治体に補助することを目的としており、国が実施すべき事業である。
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	不服審査会の運営に要する経費への費目・使途となっている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	不服審査会経費を自治体に補助することを目的としており、実効性の高い手段となっている。
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	平成23年度に不服審査会の状況等について全都道府県に照会をかけたところ、不服審査会委員442名のうち、その3割以上の136名が医師であった。また弁護士や大学教授等の有識者がおよそ100名、作業療法士や精神保健福祉士等の専門資格を有する者も幅広く任用されている。 また、平成22年度の不服申立て事由（不服申立ての対象となった処分）について調査したところ、全体のうちおよそ6割が障害程度区分認定の処分に対する不服申立てであった。また、全体のうちおよそ1割が障害程度区分の変更認定の処分に対する不服申立てであった。障害程度区分の認定については、介護給付を希望する場合、106項目にも及ぶ障害程度区分認定調査項目で障害者の心身の状況を認定し、これに加えて市町村での一次判定及び市町村審査会での医師の意見書を踏まえた二次判定を行うことが必要とされている。そのような事情を踏まえ、障害程度区分の認定に係る処分等についての不服申立てに対する審査では、特に医学的側面からの専門的見地に基づく判断が求められている。 以上のような不服審査会の委員の構成及び不服申立て事由等の実態を鑑みれば、当該不服審査会は第三者的機関として専門技術性を有効に発揮しているものと考えられる。 補助金の適正な執行については、都道府県から、当該年度の交付申請書が提出された際に、不服審査会に必要であると申請された経費について、不要な経費が含まれていないか確認し、交付決定を行っている。また実績報告書が提出された際も、都道府県において不服審査会経費を適正に執行されているか確認を行っている。		

予算監視・効率化チームの所見

現状通り	**障害者自立支援法に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算規模を維持すべきである。**

上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）

現状通り	－

補記 （過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年行政事業レビュー	443	平成23年行政事業レビュー	0439

資金の流れ （資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）（単位：百万円）	※平成23年度実績を記入 厚生労働省 （14百万円） 各都道府県が支出する不服審査会経費について、 支出額の1／2を補助する。 ⇩ 補助 A.47都道府県 （14百万円） 各都道府県は、不服審査会を運営するために必要な経費(報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料並びに

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A. 大阪府

費 目	使 途	金 額（百万円）
報酬	審査会委員・調査員報酬	1.45
役務費	速記録作成、テープ起こし	0.53
消耗品費	点字資料作成	0.48
会場使用料	会場借上げ費等	0.20
旅費	審査会委員及び調査員旅費	0.15
計		2.8

B.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

C.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

D.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

E.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

F.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

G.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

H.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支　出　先	業　務　概　要	支　出　額 （百万円）	入札者数	落札率
1	大阪府		1.4		
2	東京都		0.6		
3	三重県		0.5		
4	愛知県		0.5		
5	北海道		0.4		
6	鹿児島県		0.4		
7	熊本県		0.4		
8	兵庫県		0.4		
9	石川県		0.4		
10	福岡県		0.3		